

福祉サービス第三者評価結果

事業所名	大分県立二豊学園
------	----------

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

福祉サービス評価センターおおいた

②第三者評価実施期日

令和6年10月24日

③事業者情報

名 称： 大分県立二豊学園	種 別： 児童自立支援施設
代表者氏名： 学園長 小野 幹夫	定員（利用人数） 22（13）名
所在地：〒879-7502 大分市大字端登5.番地	
TEL：097-596-1144	

④総評

◇評価の高い点

・二豊学園の基本方針は明文化されており、1、自立促進に向けた「生活支援」の充実・2、分校の取り組みを中心とした「学習支援」の充実・3、社会性を育てる「部活動支援」と「寮活動」の充実・4、児童相談所と連携した「ケース運営」、情報伝達の充実・5、職員の育成、専門性の向上を図る等を掲げており、一人ひとりの子どもの特性や課題に応じ、自立に向けた支援に取り組んでいる。

・「二豊学園（児童自立支援専門員）人材育成方針」（令和5年10月）を策定し、職員の「専門性の向上」「支援の充実・強化」「人材確保対策」等の今後の方向性を明記して、職員の専門性の知識の取得・質の向上を目指して取り組んでいる。

・具体的な取り組みとして、「二豊学園児童自立支援専門員キャリアモデル」「二豊学園研修体系」等で専門職としての進むべき方向性を明確にし、総合的な人事管理に取り組んでおり、経験年数に応じた「獲得すべき力量」、「活動領域」、「研修」等をモデルとして、職員の専門性の向上、人材の確保・育成等に取り組んでいる。

・子どもたちを尊重した支援の実施について、職員は人権研修を通して「こどもの権利擁護」の取り組みとして「子どもたちが意見表明できる仕組み」や「組織運営体制の整備」に取り組んでいる。また、「子どもの権利を守る職員チェックリスト」を毎月実施して、職員一人ひとりの人権に意識を高めている。

【支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。】

支援する職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる標準的な実施方法は「大分県立二豊学園運営指針」に文書化されている。標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。標準的な実施方法について、計画的な園内研修を中心に職員に周知徹底するための方策を講じている。

【子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。】

「二豊学園運営指針」項目3.に「こどもの権利擁護について」が整備されている。その内容には「子ども達が意見表明できる仕組み」「組織運営体制」等文書化している。施設は、毎月「子どもの権利を守る職員チェックリスト」「各寮ごとに年3回園長と寮職員面談」「職員及び児童に年1回人権研修の実施」を行い子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。】

常勤の施設心理士を配置し、日常生活の中で心理的な支援が行われる体制ができている。自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援の具体的なプログラムを明記し、計画に沿って個別心理療法を実施している。入園児童に対して月1~2回定期的に個別心理面接を実施するほか、寮単位で集団心理療法を実施している。

◇改善を求められる点

【子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。】

改定された「権利ノート」の活用については、今年度事業計画において、10月から計画的な取組を行うことを確認したことから、今後の取組を期待する。

【地域の子どもに対する通所による支援を行っている。】

中長期の目標として、施設の高機能化及び多機能化の推進を検討していることから、今後、実施に向けた取組の検討を期待する。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の「福祉サービス第三者評価」の受審を契機に、自らの支援の実践や組織運営、人材育成などを振り返ることができました。

中でも、地域に開かれた施設としての機能強化等については、様々な制限のある中ではありますが、対応可能な取組を検討したいと考えています。

今回の結果を踏まえて、今後もより良い「児童の最善の利益」のための支援活動を追求して参ります。

なお、「子どもの権利ノート」については、受審後の10月29日に、入所児童に対する学園における権利擁護の方針とノートの使用方法を説明のうえ導入しておりますので申し添えます。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果（別紙）